

第二王子町保育園重要事項説明書

※大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

1 施設運営主体

名 称	株式会社里美苑
所 在 地	大分県大分市王子中町 8 番 40 号
電 話 番 号	097-537-4111
代 表 者 氏 名	代表取締役 末松朱美

2 利用施設

施 設 の 種 類	認可保育園(所)
施 設 の 名 称	第二王子町保育園
施 設 の 所 在 地	大分市王子中町 1 番 7 号
連 絡 先	電話 097-537-4111 FAX 097-578-6444
管 理 者	園長 後藤宮子
利 用 定 員	2号認定子ども(保育認定) 26人 3号認定子ども(保育認定) 0歳:8人 1・2歳:16人
実施する事業の種類	延長保育
開 設 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日

3 運営の方針

保育理念:子ども一人一人を大切に、保護者からも信頼され地域に愛される保育園を目指す

保育方針:感性を育て、心身の発達を踏まえた保育

家庭的な温かい保育

保育目標:心身共に豊かで元気いっぱいの子ども

身体を動かす健康な子ども

素直に自分を表現できる子ども

4 保育を提供する曜日・時間・休園日

提 供 す る 曜 日	月曜日から土曜日
保 育 時 間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時30分～午後6時30分(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 午前7時30分～午後3時30分(8時間)
延 長 保 育 (別途利用者負担料金あり)	午前7時～保育認定時間開始前 保育認定時間終了後～午後7時30分まで
休 園 日	日曜日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

5 職員体制

当園では保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しております。

職 種	合 計	常 勤	非常勤	備 考
理 事 長 兼 事 務 長	1 人		1 人	
園 長	1 人	1 人		
主 任 保 育 士	1 人	1 人		
保 育 士	8 人	4 人	4 人	
子 育 て 支 援 員	4 人		4 人	
調 理 員	2 人	2 人		栄養士在籍

(令和6年4月1日現在)

6 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労省告示第117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育及び時間外保育の提供

上記4に記載する時間において、保育を提供いたします。

(2) 延長保育

上記4に記載する時間において、保育を提供いたします。

(3) 送迎

保護者による送迎になります。

保護者の方以外の場合は身分証の提示をお願いする事がございます。

7 給食等について

(1) 提供方針

給食につきましては、すべての活動の源となる大切なものと認識しております。

そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

(2) 提 供 方 法: 自園調理

(3) 昼食・おやつ: 保護者の方へは、毎月園だよりに翌月の献立表を記載します。

(4) アレルギー等への対応

アレルギー対応をご希望の方は、医師の診断書とともに『除去食依頼書』をご提出ください。

また、解除される際には『除去食解除届』をご提出ください。(例)卵、小麦、牛乳、そば等

(すべてのアレルギー食物の除去に対応できない場合もあります。)

※アレルギー除去の度合いは変化しますので、医師の診断書の提出は、通常食になるまで半年に 1 回必ず
お願いいたします。

(5) 衛生管理等

調理師及び保育士(子育て支援員、保育士補助含む)は毎月検便を行っています。
集団給食施設届出を保健所へ届け出済みです。

8 保護者負担について

(1) 入園後の費用負担

① 毎月の保育料: 認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額

② 延長保育料: 就業(残業)証明書の提出が有る場合(保育標準時間認定を受けた方)

7時00分～7時30分	100円	18時31分～19時00分	100円
		18時31分～19時30分	200円

就業(残業)証明書の提出がない場合(保育標準時間認定を受けた方)

7時00分～7時30分	100円	18時31分～19時00分	100円
		18時31分～19時30分	1,100円

保育短時間時間認定を受けた方

7時00分～7時30分	100円	15時31分～17時30分	400円
15時31分～16時00分	100円	15時31分～18時00分	500円
15時31分～16時30分	200円	15時31分～18時30分	600円
15時31分～17時00分	300円	以降は保育標準時間認定と同じ金額が追加	

③ 給食費負担額(3・4・5歳児クラス)(月額)

1. 主食費: 1,000円
2. 副食費: 4,700円

④ 実費負担額

1. 教材費: 2,300円程度 内容: ハサミ, のり, マーカー, クレヨン, 粘土, 粘土ケース
2. 出席ブック, 出席シール, お誕生日カード: 1,000円程度
3. 制服: 6,000円程度
4. 体操服: 5,000円程度
5. カラー帽子: 1,000円程度
6. 日本スポーツ振興センター共済給付負担金: 年額 315円(一般) 年額 40円(要保護)
7. その他、お子さんの所有又は専用する物品等で、別途書面によりお知らせする費用

(2) 上記①②③の保育料及び給食費は、当月分を毎月 20 日頃集金袋にて集金いたします。

釣銭の無いよう、できる限り登園時に、必ず事務員又は園長か主任に手渡しでお願いいたします。

(3) 上記④1～7の実費負担額は、毎年 4 月に集金袋にて集金いたします。

その他の実費負担額につきましては、その都度集金袋にて集金いたします。

釣銭の無いよう、できる限り登園時に、必ず事務員又は園長か主任に手渡しでお願いいたします。

(4) 休園や途中退園の場合、すでにお支払いいただいた費用については返金をいたしません。

(5) 上記の他、下着 3 組、着替え上下 3 組等、年齢に応じて別紙にてお知らせする物につきましてはご家庭で用意・持参していただきます。

※布団は毎週金曜日又は土曜日に持って帰ります。シーツを洗濯して、布団を日光消毒して下さい。

帽子も持って帰りますので、洗濯をお願いいたします。靴の洗濯もお願いいたします。

※すべての持ち物には必ず記名をお願いいたします。

9 当園の利用に際し留意いただきたいこと

(1) 欠席をする又は登園の時間が遅れる場合は、当日の9時までには連絡をお願いいたします。

(2) お迎えが遅れる場合

原則として随時の延長保育は行っておりません。お迎えが遅れる場合は延長開始30分前までに連絡をお願いいたします。また、事前にわかる場合は前日までに保育士に連絡をお願いいたします。

(3) 延長保育について

延長保育を利用される場合は、『延長保育利用申請書』の提出が必要になります。

※延長保育料につきましては、8 保護者負担について (1)②をご参照ください

(4) 毎朝の体温等の確認

登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

(5) 感染症について

麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎・インフルエンザ等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園をお願いいたします。また、学校保健安全法第1種・第2種に当たる感染につきましては、一定期間を経過したのち、登園される際、医師の治癒証(『登園許可証』)の提出をお願いいたします。

(6) 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要な場合に限り、保護者の承認を得た上で、『与薬依頼書』の提出を確認できた場合のみ行うことができます。但し、解熱鎮痛剤、座薬等の服用は園内での対応はできません。1日3回の服用で処方されている薬は、できる限り1日2回の服用などに変更が可能か医師にご相談をお願いいたします。なお、市販の薬は受け付けません。

10 利用の終了について

当園は以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

(1) 児童が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医について

当園は下記の医療機関と嘱託医契約を締結しております。

(1) 内科

名 称	平田医院
医 院 長 名	平田雅敬
所 在 地	大分市王子中町9番37号
電 話 番 号	097-536-3322

(2) 歯科

名 称	春日浦オータニデンタルオフィス
医 院 長 名	大谷俊輔
所 在 地	大分市王子北町5番9号 フレスポ春日浦2階
電 話 番 号	097-537-4182

12 緊急時の対応方法

当園では容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、また必要に応じて嘱託医又は主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。体調が悪化した場合や保育園で発熱をした場合は、38 度になりましたら連絡をいたしますので、お迎えをお願いいたします。その後受診をして、病名の連絡をお願いいたします。

13 賠償責任保険の加入

(1) 保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(2) 保険の種類

ほいくのほけん

(3) 保険金額

対人 1 名・1 事故 10 億円/対物 1 事故 1,000 万円

14 非常災害時の対策

避難訓練	毎月火災・地震・津波等の避難訓練及び年 2 回通報訓練実施
防災設備	防犯カメラ・非常持出し袋・火災報知器・非常ベル・消火器
避難場所	(一次)春日町小学校 (二次)王子中学校 (津波の場合)春日町小学校
避難時の児童の受け渡し方法	連絡網を通じ、保護者に避難場所をお知らせし、安全を確認後園児の受け渡しをいたします
非常災害時の対策	保護者へ緊急連絡メールへの配信・NTT 災害伝言サービスの利用

15 保育内容に関する相談・苦情

当園では、要望・苦情等に係る窓口を下記のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名	後藤宮子	電話	097-537-4111
相談・苦情解決責任者	氏名	佐々木美香	電話	097-537-4111
第三者委員	氏名	宿利美由紀	(役職)	みつよし園園長
	氏名	山田孝一	(役職)	社会福祉法人 法治会げんき塾 理事長
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます			

※当園では上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しております。

同意書

第二王子町保育園園長 後藤宮子 殿

私は、第二王子町保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意いたしました。

年 月 日

保護者 住所: _____
氏名: _____ 印
園児氏名: _____
園児との続柄: _____